

事故発生から保険適用までの流れ(民事上の責任)について、ご説明します。

下記はあくまでも、看護職賠償責任保険の一例であり、必ずしも同様の経過で解決するわけではありません。

詳しくはお問い合わせください。

●医療事故の影響や被害を最小限に食い止め、医療者と患者・家族での円満な解決の鍵となるのは、事故発生後の初期対応といわれています。

看護職の誠意ある対応はもちろんのことですが、事故当事者による説明や謝罪は個人の判断ではなく、上司や組織管理者(院長等)と検討の上、適切な時期に行っていくことが大切です。



このパンフレットは、看護職賠償責任保険制度の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、引受保険会社からご契約者である団体にお渡ししております。保険約款および付帯する特約条項によりますが、ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。

お問い合わせ先

「看護職賠償責任保険制度」総合案内

TEL.0120-088-073

受付時間／平日 10:00～17:00

受付窓口

代理店コールセンター
(株式会社日本看護協会出版会)

サービス推進室
(東京海上日動メディカルサービス株式会社)

受付内容

- 資料請求※
- 加入方法(Web申込方法含む)※
- 加入確認
- 改姓・住所変更
- 債務内容※
- 事故受付※
- その他

- 医療安全・医療事故に関する相談
- ハラスメントに関する相談

※2024年4月1日以降、SMSを活用して24時間受付開始予定です。

団体保険契約者・制度運営
公益社団法人 日本看護協会
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル
TEL.03-5778-8831

取扱代理店
株式会社 日本看護協会出版会
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F
TEL.03-5778-5781 受付時間 平日 10:00～17:00

幹事引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
(担当課) 医療・福祉法人部
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL.03-3515-4143 受付時間 平日 9:00～17:00

副幹事引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-1-26-1
TEL.03-3349-5137

2023年11月作成(23T-001698)

看護職賠償責任保険制度

「看護職賠償責任保険制度」は日本看護協会会員(開業助産師を除く)のみを加入対象とした任意加入の制度です。

保険を超えたサービスで
あなたを支えます

看護職賠償責任保険制度ホームページ

Web加入はこちから
<https://li.nurse.or.jp/>



2,650円

内訳 保険料1,800円※ + 運営費850円

補償期間 2024年4月1日(午後4時)から
2025年4月1日(午後4時)までの12ヶ月間

1掛年間は

※総合生活保険:団体割引30%・損害率による割引適用、職種級別A

4月1日
補償
開始分

- 申し込み締め切り: 2024年3月15日(金) ※中途加入の方は中面の掛け金表を必ずご確認ください。
本保険制度の加入条件として2024年度日本看護協会への入会手続きおよび会費納入が必要です。
「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。
- 申し込み方法: ご希望の補償開始日の申し込み締め切りまでに、本パンフレットと同時に届けている郵便振替用紙にて掛け金をお振り込みいただくか、お申し込みサイトへアクセスしてお手続き(クレジットカード払い)願います。
※本保険制度は自動更新ではありませんので、毎年お手続きが必要となります。

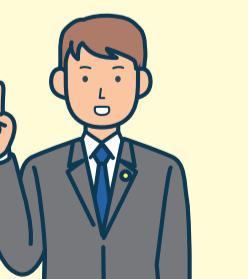
4月1日補償開始分は
3月15日(金)までに
お申し込みください。

日々の看護業務で起こりうるトラブルやリスクから、あなたは守られていますか?

「看護職賠償責任保険制度」の3つの特長!

特長① 充実の補償内容

賠償事故、業務中のケガ等による入通院に加え、ハラスメントを受けた場合の法律相談費用・弁護士費用も補償します!



* 詳細は次ページへ

特長② 安心のサポート体制

本保険制度へのご加入に関するお問い合わせ、看護業務上生じた医療安全にかかる出来事についてのご相談、万一の事故後のご相談、ハラスメントに関するご相談に迅速にお応えできるよう、専用のコールセンターなどを設置しております。



* 詳細は最終面へ

特長③ 選べる加入方法

郵便振替用紙でのお手続きに加え、Web加入手続き(クレジットカード払い)ができます!
ご自宅や職場から簡単にお申し込み!

Web加入はこちから



安心してお仕事を続けるために

是非、日本看護協会の「看護職賠償責任保険制度」へご加入ください。

6 事故が起ったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他の医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できます（場所があります）。本内容については、ご家族の皆様ご自分でご説明くださいますようお願いいたします。
 - *1 法律上の配偶者に限ります。
 - 保険金請求権者は時効（3年）がありますのでご注意ください。
 - 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険の約款」に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただかず、東京海上日動のホームページをご参照ください（ご契約により内容が異なっています）、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、本紙等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることを本紙・重要事項説明書でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。**

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険金額、免責額（自己負担額）
- 保険期間
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項において、「他の保険契約等」がある場合は、本紙等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。**3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？**

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意（＊1）」についてご確認ください。

（＊1）例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

ご加入者向けサービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしもの」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

自動セット**■受付時間*2**

24時間365日

*2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です。（予約受付は、24時間365日）。

介護アシスト

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件をご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
＊1 お電話でいくつあるアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。

ホームページアドレス：www.kaiagon.ne.jp

自動セット**■受付時間**

（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

・電話介護相談：午前9時～午後5時
・各種サービス：午前9時～午後5時
優待紹介

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス：www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/service/input.html

＊弁護士等とのスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
＊ 社会保険労務士との関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

自動セット**■受付時間**

（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

・法律相談：午前10時～午後6時
・税務相談：午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供：午前10時～午後4時

ご注意ください
(サービス紹介)

ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・メディカルアシスト・介護アシストの電話相談は医療行為を行なうものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
＊1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻關係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
＊2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

※ 各サービスの連絡先は看護職賠償責任保険HPにログインしてご確認ください。

2023年11月作成(23T-001698)

補償の概要等

ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

●お支払いの対象となるない主な場合

- ・次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。
※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款をご確認ください。
- （共通）（弁護士費用等担保特約は10～15を除きます）
・看護職賠償責任保険では、看護職または業務の補助者が日本国内において「看護業務」を遂行することに起因して発生した他の人の身体の障害や財物の損害（損壊、紛失、盗取、詐取）、人格権の侵害（以下「事故」といいます）について、被保険者が看護職が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象となります。保険金をお支払いするのは、身体の障害や財物の損害が保険期間中に見発された場合（人格権侵害担保特約では、不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合）に限ります。
- 「人格権の侵害」とは、次のいずれかの不当行為による他人の自由、名譽またはプライバシーの侵害をいいます。
ア. 不当な身体の拘束
イ. 口頭または文書もしくは図面等による表示
などとえば、次ののようなケースが考えられます。
①看護師が医師の指示で異なった薬剤を点滴してしまった。患者が死亡した。
②看護師が医師の指示により採血を行なった際に患者の身体を傷つけてしまった。
- ・この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
③損害防止・軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手段または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止・軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するに付した費用
⑥初期対応費用	この保険の支払対象となると思われる事故が発生した際にその対応のために被保険者が負担する社会通念上妥当な費用 ア. 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 イ. 事故現場の取り付け費用 ウ. 被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 エ. 通信費 オ. 身体障害を被った被害者に対する見舞金または見舞品購入費用 カ. 書面による当会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 キ. その他上記に準ずる費用
⑦鍵交換費用 (財物損害担保特約) ※受託費用等	（1）被保険者が所有、使用または管理する鍵の紛失、盗取または詐取についての保険金を支払う場合において、鍵と対等な錠を交換するために生じた費用（以下「鍵交換費用」といいます）。 （2）（1）の鍵交換費用には、応急処置または臨時の鍵の手配等の仮復旧のための費用を含みます。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその額が保険金のお支払い対象となります。（支払限度額は適用されません。）ただし、②争訟費用について、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額+損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払します。

上記⑥の初期対応費用は損害額の実額合計を、初期対応費用支払限度額を限度（ただし、その内訳において見舞費用については、対人・被害者あたり10万円を限度）でお支払いします。

（7）受託リスクおよび鍵交換費用は、財物損害担保特約条項の支払限度額100万円の内緒払いとなります。

（弁護士費用等担保特約条項）

被保険者がセキュリティアラームシステムもしくはパワーハラスマント（以下「差別行為」といいます。）または迷惑行為を受けていたこと（以下「事故」といいます。）によって生じた次の損害に対して、この特約条項により、次の保険金をお支払います。

※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金額を差し引いた額をお支払いします。

※2 事故について、既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた額を差し引いた額をお支払いします。

※3 事故について、既に支払われた後遺障害保険金額が限度となります。

（傷害補償基本特約）

■「急激かつ偶然な外來の事故」により、保険の対象となる方がケガ（＊1）をした場合に保険金をお支払いします。

■「就業中のみの危険補償特約」がセトされています（職業または業務に從事する間（通勤途上を含みます。）の急激かつ偶然な外來の事故」により、保険の対象となる方がケガ（＊1）をした場合に保険金をお支払いします。

（＊1）ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のうつなどの急激性、偶然性、外來性のいすれかまたはすべてを欠くケースについては、その影響等によって保険金をお支払いしません。

保険会社は、その影響等がなかった場合に相当する額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

※2 保険の対象となるない身体に生じた障害の影響等によって、保険金をお支払うべきケガの程度が重大となった場合は、引受保険会社は、その影響等がなかった場合に相当する額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

（人身傷害保険）

■保険金をお支払いする主な場合

（傷害補償基本特約）

■「急激かつ偶然な外來の事故」により、保険の対象となる方がケガ（＊1）をした場合に保険金をお支払いします。

(針刺し事故等による感染症危険補償特約)

被保険者が事故(*1)を直接の原因として、保険金支払事由(*2)に該当した場合に、保険金を被保険者にお支払いします。

*補償期間中に生じた事故(*1)により、観察期間中(事故の発生の日からその日を含めて1年以内)に保険金支払事由(*2)に該当したことを医師等が診断した場合にかぎります。

(*1)医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中(*3)に生じた偶然な血液曝露事故(*4)をいいます。

(*2)次のいずれかの事由となることをいいます。

ア.HIVに感染後D型肝炎を発病し治療を受けること。

イ.HCVに感染すること。

ウ.HIVに感染すること。

(*3)実習中を含みます。

(*4)次の事由をいいます。

ア.血液付着した銛利な医療器具(注射針、メス等)によって、その血液が被保険者の体内に曝露すること。

イ.血液の飛沫が被保険者の眼瞼等の粘膜に曝露すること。

●保険金をお支払いしない主な場合

(傷害補償基本特約)

- ・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症
- ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症
- ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)

■商品の仕組み: この商品は総合生活保険普通保険約款と、賠償責任保険普通保険約款に各種特別約款・特約をセッティングしたものです。
■この保険は、公益社団法人日本看護協会を契約者とし、公益社団法人日本看護協会の会員で、お申込みをいただいた方を被保険者(補償を受けることができる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。基本となる保険、ご加入のお申込みにより任意にご加入いただける特約等は本パンフレット等に記載のとおりです。
■満期返り金・契約者配当金: この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

必ずお読みください 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

[看護職賠償責任保険]

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただけますようお願いします。

[加入者ご本人以外の被保険者(補償を受けることができる方)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。]

●クーリングオフ

・本保険制度は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

●告知義務

・払込取扱票とWeb申込画面に★や☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からでも補償されますが、いずれか一方の契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務

・ご加入後に払込取扱票に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。住所を変更された場合は、取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)までご通知ください。

●もし事故が起きたときは

・ご契約または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅なく事故発生の日時・場所、事故発見の日時・被保険者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。

●ご加入者と被保険者が異なる場合

・ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者からこのご案内の内容を被保険者全員にご説明いただけますようお願い申し上げます。

●示談交渉サービスは行いません

・この保険には、保険会社が被保険者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者自身が、被保険会社の担当部署からの助言に基づき被保険者の示談交渉を進めていただけますので、ご承認ください。また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談結論をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●保険金請求の際のご注意

・責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被保険者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します。(保険法第22条第1項)「先取特権」とは、被保険者が保険金給付から他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被保険者に弁済をした金額または被保険者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被保険者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被保険者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被保険者に対して直接、保険金を支払う場合

●ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

(1)ご加入時にご契約または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

(2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。

(3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

・ご契約または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

じた事故によって被ったケガ
・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

(特定感染症危険補償特約)

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症
- ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症
- ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)

(針刺し事故等による感染症危険補償特約)

下表のいずれかに該当する感染または発病に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた感染または発病 ア.被保険者 イ.保険金の受取人(*1)
② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた感染または発病

(*)保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。
また、以下の場合にも保険金をお支払いしません。
・被保険者が直接検査(*2)を受けなかった場合は、理由がいかなるときであっても保険金をお支払いしません。
・直後検査(*2)の結果、その時点まで被保険者がHBV、HCVまたはHIVに感染していることが判明した場合は、そのウイルスによる感染または発病を保険金支払事由とする保険金をお支払いしません。
(*)事故の発生の日からその日を含めて3日以内(3日目の午後12時まで)に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。

●他の保険契約等がある場合

・この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合	他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合	損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●代理店の業務

・代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、引受保険会社の代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

・引受保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返り金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員数の20人以下の日本人、外国人(*1))またはマシンション管理組合である場合および総合生活保険については、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*)外国人法については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

●共同保険について

・複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理代行を行います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

●個人情報の取扱いについて

・保険契約者である公益社団法人日本看護協会は引受保険会社に本保険制度加入申し込み(払込取扱票(郵便振替用紙)記載の内容)に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のため、その担保権者に提供すること

⑥更新契約による保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます)をご契約者およびご加入者に提供すること

⑦⑧損害保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑨⑩その他の業務にかかるもの

⑪⑫その他の業務にかかるもの

⑬⑭その他の業務にかかるもの

⑮⑯その他の業務にかかるもの

⑰⑱その他の業務にかかるもの

⑲⑳その他の業務にかかるもの

⑳⑳その他の業務にかかるもの

⑳⑳その他の業務にかかるもの